

## 2

て ちょう  
手 帳しんたいしょうがいしゃてちょう  
(1) 身体障害者手帳

● **内 容** 身体障害のある方が、各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な身分証明となるものです。  
東京都で判定した結果、障害の程度が1級～6級と認定された方に交付されます。

● **対 象** 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能

● **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。

## ① 診断書・意見書

※所定の用紙（障害者福祉課にあります）に指定医が記入済みのもの  
※指定医の確認は障害者福祉課でできます

## ② 写真1枚（縦4cm×横3cm）

※脱帽で正面から上半身を写し、1年以内に撮影したもの

## ③ マイナンバーを証明する書類

※本人以外が申請する場合は、そのほかに委任状が必要な場合があります。

**(手帳の交付)** 申請の約1カ月後に障害者福祉課でお渡しします。

**(住所変更・再交付など)** 手帳の記載事項に変更があったときなどは、障害者福祉課に届けてください。届け出には次のものが必要です。

○住所・氏名を変更したとき、死亡のとき

・手帳

○障害の程度が変わったとき、障害を追加するとき

・手帳、診断書、写真1枚、マイナンバーを証明する書類

○手帳を失くしたとき

・写真1枚、身分証明書

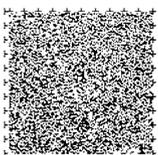
○手帳を破損したとき

・手帳、写真1枚

といあ  
問 合 せ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



## (2) 愛の手帳

- **内容** 知的障害のある方が、各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な手帳です。  
東京都が知的障害のある方に発行する手帳で、障害の程度により1度～4度に区分されます。  
国の制度の療育手帳に相当するものです。

- **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。

- ①写真1枚（縦4cm×横3cm）  
※脱帽で正面から上半身を写し、1年以内に撮影したもの
- ②マイナンバーを証明する書類
- ③住所確認書類 など

### (手帳の新規申請・更新・都外からの転入など)

東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターにお問い合わせください。

### (都内での住所変更・氏名変更・再交付・返還)

障害者福祉課に届けてください。届け出には次のものが必要です。

- 住所・氏名を変更したとき、死亡のとき  
・手帳
- 手帳を失くしたとき  
・写真1枚、身分証明書
- 手帳を破損したとき  
・手帳、写真1枚

### 問い合わせ

#### (18歳未満の方)

東京都児童相談センター

〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 東京都子ども家庭総合センター内  
中央区担当

電話 (5937) 2317 FAX (3366) 6036

#### (18歳以上の方)

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1

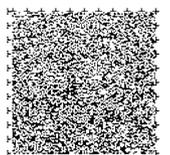
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）

電話 (3235) 2961 FAX (3235) 2968

#### (都内での住所変更・氏名変更・再交付・返還)

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



### (3) 精神障害者保健福祉手帳

● **内容** 精神疾患のある方のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活へ制約のある方へ1級～3級の手帳が交付されます。  
この手帳をお持ちの方は、都営交通乗車証の発行や税金の控除などの支援が受けられます。

● **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。

① 診断書（所定のもの）または障害年金の年金証書の写し

※ 診断書は、精神障害に係る初診日から6カ月を経過した日以降に作成され、かつ申請日時点で3カ月以内に発行されたもの

② 写真1枚（縦4cm×横3cm）

※ 脱帽で正面から上半身を写し、1年以内に撮影したもの

③ マイナンバーを証明する書類

※ 本人以外が申請するときには、そのほかに委任状が必要な場合があります。

(手帳の交付) 申請の約3カ月後に申請した窓口（下記問合わせ先のいずれか）でお渡しします。

(住所変更・再交付など) 手帳の記載事項に変更があったときなどは、下記問い合わせ先に届けてください。届け出には次のものが必要です。

○ 住所・氏名を変更したとき、死亡のとき

・ 手帳

○ 障害の程度が変わったとき

・ 手帳、診断書または障害年金の年金証書の写し、写真1枚、マイナンバーを証明する書類

○ 手帳を失くしたとき

・ 写真1枚、身分証明書

○ 手帳を破損したとき

・ 手帳、写真1枚

#### 問合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6753 FAX (3248) 1322

中央区保健所 健康推進課 予防係

電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554

日本橋保健センター 健康係

電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503

月島保健センター 健康係

電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

